

EPA関税認定アドバイザー座談会

～EPAの利活用は、私たちアドバイザーにお任せください～

主催：財務省関税局

(日時・場所)

開催日：令和8年2月5日

場 所：財務省

(出席者)

山九株式会社 東京支店 首都圏業務・通関センター 通関第二係 係長 中村充彦

山九株式会社 神戸支店 関西業務・通関センター 輸入通関係 マネージャー 東 陽太

株式会社阪急阪神エクスプレス 東日本通関部 東日本通関管理課 主事 新井伸佳

株式会社阪急阪神エクスプレス 東日本通関部 東日本通関管理課 松本恵梨子

マースクロジスティクス&サービスジャパン株式会社 AEO総括管理室長 田中慎啓

A.P.モラー・マースク 関税・貿易コンサルティング部 シニアマネージャー 耿 爽

マースクロジスティクス&サービスジャパン株式会社 通関課 マネージャー 生土美幸

一般社団法人日本通関業連合会 専務理事 今野孝一

財務省関税局経済連携室 室長 平田哲也

(司会)

財務省関税局経済連携室 課長補佐 伊佐友希

※文中では敬称を省略させていただきました。

昨年6月、日本通関業連合会において通関士を対象とした「EPA関税認定アドバイザー制度」が創設され、財務省後援の養成講座を経て、現在60の通関業者に所属する93名の通関士が認定されています。関税ルールの専門家である通関士が、その専門知識や知見を活かし、身近な専門家として企業の状況に応じたEPA特惠関税の活用などに係るアドバイスを提供し、中小

企業を含めた輸出拡大に貢献していただくことが期待されており、財務省関税局・税関としても制度の後方支援を行っているところです。

本日は既にアドバイザー業務を事業化されている3社から7名の認定アドバイザーの皆様方にお越しいただき、足元の事業概要や今後の展望等について、お話を伺いました。

司会・伊佐 初めに、日本通関業連合会今野専務理事よりEPA関税認定アドバイザー制度の概要についてご説明いただきます。

EPA関税認定アドバイザー制度の概要と認定アドバイザーへの期待

日本通関業連合会・今野 日本通関業連合会で専務理事をしております今野です。どうぞよろしくお願いいたします。また、本日はこのような座談会をセットしていただいた財務省関税局経済連携室並びに日本関税協会の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございます。

EPA関税認定アドバイザー制度の概要をご説明させていただきます。財務省関税局では一昨年6月、国内企業、特に中小企業によるEPAの利用拡大を図る上で、課題と対応策を検討す

るため、学識経験者、輸出入事業者及び通関業者から構成されるEPA利用推進有識者勉強会を立ち上げ、昨年1月に報告書が公表されたところです。この報告書の中で、中小の輸出入事業者がEPAを利用する場合、関税分類、原産地規則といった専門知識を有していないことが利用の妨げになっていること、また、利用を推進するためには外部の専門家の支援が必要不可欠であるということが指摘されました。これらの課題を解決するため、関税分類や原産地規則といった専門知識を持ち、また日常的に輸出入通関業務を行っている通関士が専門家としてふさわしいこと、かつ親和性も高いことから、通関業・通関士の団体である当連合会がEPAに特化した養成講座を実施し、高度な専門性を持つ通関士を認定アドバイザーとして認定することが適当ではないかというご提言をいただきました。



後列左から、今野（日本通関業連合会）、田中（マースク）、生土（マースク）、耿（マースク）、平田（財務省）、伊佐（財務省）
前列左から、東（山九）、中村（山九）、新井（阪急阪神エクスプレス）、松本（阪急阪神エクスプレス）
※いずれも敬称略

一方で、EPA利用に関する相談業務については、現状、通関手続に付随したサービス業務と捉えられており、無償でサービスが行われているという実態がアンケート調査の結果、判明しております。このような状況を受け、連合会としては政府・関税局が取り組むEPA利用の推進を支援することは、事業目的にも合致すること、また、通関士の仕事に関しては、AIの急速な進化により、将来なくなる可能性が高い職業の一つとして取り上げられるなど危機感を持っているところでした。今回の提言は、通関士の目指すべき姿の一つであると考えられることから、連合会としてEPA関税認定アドバイザー制度を事業化、運営することに決定しました。

このような経緯を経て、昨年6月、EPA関税認定アドバイザーの養成講座を初めて開講し、養成講座で合格に達した通関士93名に対しEPA関税認定アドバイザーとしての認定証を連合会会長から交付したところです。

この認定制度の制度設計にあたり、特にこだわった点が2点あります。一つが、他の民間団体が実施する類似の認定制度との差別化を図る観点から、財務省の後援を申請することといたしました。結果、養成講座に対し財務省の後援が認められました。

もう一つは、関税局の勉強会に参加した有識者から認定アドバイザーの対象は通関士試験の合格者でよいのではないかと、つまり連合会に加盟する通関業者に所属する通関士以外の方も含めた通関士試験の合格者も対象としてもよいのではないかという意見が出ましたが、本制度は国家資格である通関士に屋上屋の資格を与えるものではございません。通関業として認定アドバイザーを活用し新たなビジネスモデルを検討してもらいたい。すなわち、通関士個人に対する資格の付与という位置づけではなく、通関業に働く通関士を対象とした認定制度を導入したものです。

なお、認定アドバイザーの養成講座は、今後とも毎年継続して開催する予定で、令和8年度

は、6月ないしは7月に第2回目の養成講座を開催するというところで準備を進めているところです。

司会・伊佐 次に、財務省関税局平田経済連携室長より、認定アドバイザーの皆様への期待を伺います。

財務省関税局経済連携室・平田（以下、平田）

財務省関税局経済連携室長の平田と申します。本日は認定アドバイザーの皆様、ご多忙のところ、座談会に参加いただきありがとうございます。経済連携協定（EPA）の状況ですが、日本では、現在20の国・地域との間でEPA等が発効しており、近年は、CPTPP、日EU・EPA、RCEPといった、いわゆる「メガEPA」が締結されております。

新規のEPAとしては、本年2月6日に日・バングラデシュEPAの署名が行われ、3月5日に日・アラブ首長国連邦（UAE）CEPAの交渉妥結が発表されたほか、湾岸協力理事会（GCC）やトルコとも鋭意交渉中です。また世界的にもEPAのネットワークは広がっています。

一方、国際貿易の世界においても、保護主義、自国主義的な動きが強まる中、EPAをどのように利活用して今後の日本経済の発展に繋げていくかということは非常に重要なことと考えています。このように、EPA利活用の可能性が広がっているところですので、EPA関税認定アドバイザーの皆様への期待は非常に大きいです。ぜひ、通関士として国際貿易の第一線で活躍されているご知見、ご経験を活かし、EPAを利用しようとされている輸出入事業者適切に有益なご助言をしていただいて、EPAの利活用、ひいては日本経済の一層の発展に寄与していただければと思います。

関税分類・
原産地規則
などEPAの
利用に関する
疑問は？

輸出入貨物の
HSコードを
知りたい

輸出の際に
利用できる
EPA・関税率は？

原産地は
どうやって判断
すればいいの？

検認・事後確認への
対応はどうしたら
いいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国家資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会のHPに掲載されている認定アドバイザーのリストをご覧ください



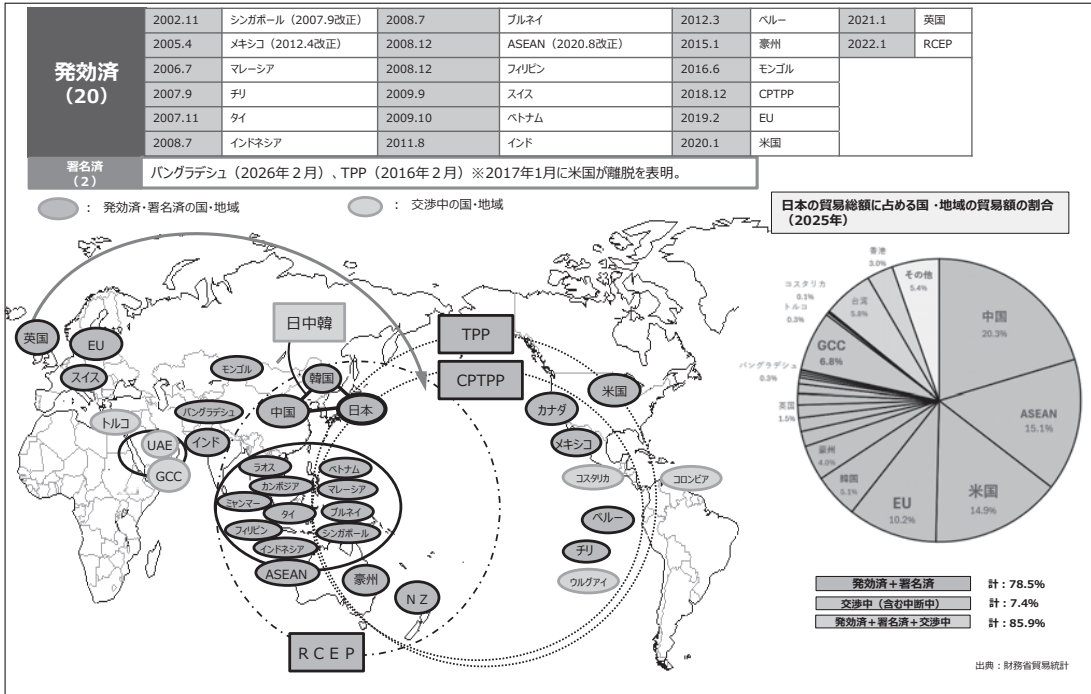
一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル8階

お問い合わせ Email : jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535

資料2：EPA等の現状



認定アドバイザー自己紹介

司会・伊佐 それでは、認定アドバイザーの皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

マースク・田中 マースクの田中と申します。自己紹介として経歴を簡単に説明させていただくと、以前から通関士として従事していました。弊社のお客様企業から関税周りのことを整備してほしいということで、その企業に出向して、お客様の関税・通関周りの体制整備をやっていました。そして、AEO管理室室長としてマースクに戻ってきたところで、EPA関税認定アドバイザーのお話があって、そのお客様のところに対応していた関税・EPA関連の業務内容とほぼ一緒だったので、取得をさせていただきました。

マースク・歌 マースクの歌(コウ)と申しま

す。18年前に日本にまいりました。東京大学と海外の研究機関で国際貿易法を専門として8年ぐらい研究してまいりました。その間に、弁護士事務所や国際機関に勤務しておりました。就職してからは住友グループで本社と海外子会社の間の輸出入を担当しておりました。その後、コンサルティングファームの2社において、関税コンプライアンスのアドバイザーとして長年働き、1年半前にマースクに入社いたしました。

マースク・生土 マースクロジスティクス&サービスの生土と申します。普段は通関課の方でオペレーションマネージャーをしています。通関士としてかなり長いこと実務をやっております。通関士はどちらかというと海上は海上、航空は航空というところで、分野は分かれがちですが、私は航空と海上両方をやったり、東名阪の主要港の通関に従事させていただいたりというところで、そうした経験を通じてより通関士としての専門性を深めていきたいと思っ

てEPA関税認定アドバイザーの資格を取得し、今ここに至っております。

阪急阪神・松本 阪急阪神エクスプレスの松本と申します。現在入社5年目で、入社より3年間、航空輸入の通関業務を行ってまいりました。入社4年目から現在所属している通関シンクタンクチームというEPAを中心にした輸出入者様のサポートを行うチームに所属しております。

阪急阪神・新井 阪急阪神エクスプレスの新井と申します。松本と同じで、現在、通関シンクタンクチームに所属しております。1996年入社で今年度で30年目になります。在籍期間の7割程が通関部署所属で、残りの3割程が営業やカスタマーサービス部署所属です。また、2002年から3年間、民営化される前のNACCSセンターに出向し、税関から出向して来られた方と一緒に仕事をさせていただき、貴重な体験となりました。

山九・中村 山九株式会社の中村と申します。私は弊社の東京支店、首都圏業務通関センターに所属しております。主に輸出の通関を担当しております。EPAに関する相談を受ける機会が増えてきたところになります。今後、EPA関連でアドバイザーとして、お客様の支援を行っていきたいと考えております。

山九・東 山九株式会社の東と申します。先ほどご紹介させていただきました中村が首都圏通関センターに勤務している一方、私は関西業務通関センターで、関西圏の通関の部署に在籍しています。普段は、輸入通関のマネージャーとして、審査と品質に関わる業務に携わっております。通関業務の経験としては、20年強ぐらいで、まだまだこれからだなというところもある中、今回、EPA関税認定アドバイザー取得に到りまして、これからますます邁進していきたいと考え

ております

養成講座受講のきっかけ

司会・伊佐 まず、養成講座を受講したきっかけ、そして受講・認定後の感想を伺えますでしょうか。

阪急阪神・松本 弊社の通関部の中には、我々が所属している通関シンクタンクチームという輸出入者様に対してEPAの勉強会を開催したり適用に向けたサポート業務を行っているチームがございます。今回、認定アドバイザーの第1期生ということで、当チームの今後の活動を広げていくためにも、このチームメンバーを中心に養成講座を受講させていただきました。受講では、税関ご出身の方のお話に加え、EPA活用が進んでいらっしゃるメーカー様からは、企業視点でのメリットや大変と感じてしまうポイントのお話を伺えました。さらには財務状況という企業会計面を交えた講義があり、今までの活動で行ったことが無い分野についても学ぶことが出来、とても有意義な講義を受けさせていただきました。認定を頂いた後は、アドバイザーとして講義で学んだことを実際の活動に試行錯誤しながら取り入れ、より一層EPA活用拡大のお役に立ちたいと思っております。また、常に知識をアップデートをしていくことや、アドバイザーとしてのコンサル力についても高めていかないといけないと考えております。

山九・中村 養成講座を受講したきっかけですが、弊社内で数年前から関西の方で通関コンサル活動を先行して実施した経緯がございます。現在は関東、関西の双方が既存のお客様・荷主様を中心としたコンサル活動を徐々に展開しつつあります。日本から輸出される貨物について、海外でのEPAや原産地証明書を利用したいというニーズ、また、その取得の支援を求め声が少しずつ増えてきております。その流れ

の中で、認定アドバイザー制度が開始されて、まさにコンサル活動する上で必要になる内容であり、渡りに船という状況で、受講させていただきました。

受講内容の感想としては、特に税関ご出身の方で、実際にコンサルとして活躍されている講師の方や、さまざまな経歴をお持ちの講師の方の実体験を講義の中で聞くことができたので、今後のアドバイザーの業務を進める上で、非常に参考になったと感じております。

マースク・生土 受講したきっかけというのは、弊社の中にはGTCCというグローバルでコンサル業務を提供しているチームがあるというところが一番大きなきっかけではありました。また、私も個人的に通関士としてもう少しコンサル業務や付加価値のあるサービスをお客様に提供したいと思っていた時期だったので、先ほど中村様や東様もおっしゃいましたが、渡りに船ではないですが、いいタイミングだと思い、受講させていただきました。

また、これも同じ感想ですが、今回の講座に関しては、税関出身の方のお話を聞くことができたということ。また、自動車メーカー等お客様側の方のお話を聞くことができたというところがとても大きかったです。その後、まだ私が携わる件数はあまり多くはないですが、どうしたらお客様により伝わるだろうか、こういったところをGTCCでできないかといったような社内提案をできるようになったところが、一番良いところと感じております。

司会・伊佐 養成講座で税関出身の職員の方のお話が参考になったとお話がありましたが、他にこういう科目があればよかったとか、こういうお話が聞きたかったというのはありますか。

山九・東 アドバイザーの業務を推進するに当たり、必ず商工会議所さんとのやりとりも出

てきます。税関ご出身の方のご講義も非常に為にはなりましたが、是非とも、今後、商工会議所さんの方々のご講義を盛り込んで頂けたらというのは感じました。

司会・伊佐 また、生土様からは社内で提案をしやすくなったとお話もありましたが、受講や認定アドバイザー認定後の社内や社外の反応はどのようなものでしょうか。

マースク・生土 GTCCコンサルティングチームの者がお客様からの引き合いを持ってくるのですが、この時に、日本国内でこのサービスを提供することができるか、という問い合わせが来るようになったという点が一番大きいと思います。というのも、これまでは、日本でもビジネスを獲得したとしても、中国ですとか、もちろん経験や知識も豊富なのですが、やはり言語の壁というところが弊社の中ではあったので、そこを日本語でやり取りできるようになったというのは大きいところかと思えます。

山九・東 社内的な影響で申しますと、先ほど、弊社中村の方からもお話がありましたように、弊社では関西地域が先行して、こういった活動を進めました。ただ、なかなか全国的に認知度が高まらない中、今回EPA関税認定アドバイザーという、財務省後援の制度が出来たことによって、やはり会社としても、「これはやらないかん」という思いが出てきて、本社主導でのアドバイザー業務への取組みが加速化され、講座を受けた事が、大きな切っ掛けになったと感じております。

社外的な動きとしては、私、大阪通関士部会に加盟しておりますが、やはり各地区の通関業会が、このEPA関税認定アドバイザーのことに前向きな状態で、各地区のアドバイザーを集めて座談会を開いたりしており、横のネットワークが広がったという事で、非常に良かったと感じております。

阪急阪神・松本 弊社内では、営業やグローバルセールス部といった他部署へ認定アドバイザーを取得したことを発信し、さらに営業活動の中でお客様へも展開して頂いたことにより通関シンクタンクへお話を伺いたいたどか、認定アドバイザーはどのような者なのかという話を頂くことはございました。認定アドバイザーの知名度はまだこれからであると思いますが、私自身は通関シンクタンクチームに入って2年目となる中で、昨年に比べるとEPAの活用についてご相談があるというお問い合わせが増えてきたように感じております。

認定アドバイザーとしての今後の抱負

司会・伊佐 ありがとうございます。次に認定アドバイザーとして、今後どういったことに注力していきたいか、今後の抱負についてお聞かせ下さい。

マースク・田中 日々感じていることとして、言うまでもないことですが、課題として認知度が低いというのがよく挙げられています。私自身取得してから、日本関税協会や税関の原産地部門の方など、色々な方に話す機会があり、そういったところで知名度を広げていただくように依頼をしたり、私自身の発言の場で広めるように発信をしていきたいと考えております。当社はGTCCというコンサルティングの部門があり、EPA等、関税の支援を主にやっていますが、そういうのを受け入れる体制は既に整っている状態ですので、この辺は強みを活かして支援とともにアドバイザー制度も広めていきたいと考えています。

また、AEO管理室長として総括管理部門を担当しており、営業やカスタマーサービス等、お客さんと接する部門に対しても、社内でトレーニングを行っています。ただそのメンバーの知識が不十分なところがありますので、社内でのあたりの知識向上をしていって、営業等から

発信していけるようにできればより広がっていくとは考えています。

阪急阪神・新井 現在EPAを適用していても一部の品目に限られていたり、検討はしているものの、適用へ踏み出せていない企業はまだたくさん埋もれていると考えられます。その部分をいかに発掘していくかにかかってくると思っております。現在は営業担当者を通じてお客様にヒアリングをし、対面やウェブで勉強会なども開催しています。あとはいかに深く入り込んだ聞き方をして、お客様の要望や悩みをうまく引き出していけるかが重要だと思っており、試行錯誤しているところです。

山九・東 社内的な目線の抱負としては、当然、今回のこの認定アドバイザー制度を用いて、このアドバイザーという業務を事業化出来たらいいというのがあります。社外的な目線としてはこのEPA関税認定アドバイザー制度が、以前作ろうとしていたマイスター制度に変わるものだということがありますので、このEPA関税認定アドバイザー制度がうまく回って、現在の通関士の働きがいの向上に寄与出来ること、また、今、通関士不足が非常に言われていますので、この認定アドバイザー制度によって通関士の知名度を世間一般に広めることによって、今の若い人たちが通関士になりたいという需要を掘り起こせるようなことになればと考えています。ですので、初代認定アドバイザーが頑張っただけを事業化させるのが一つ大事だと考えております。

関税局・税関の後方支援への期待

司会・伊佐 認定アドバイザー制度の認知度が低いというご指摘があり、また山九・東様から通関士そのものの認知度を上げていきたいというお話もありました。関税局としても後方支援の一環として、EPA関連セミナー等の開催時

には、認定アドバイザー制度の紹介をしておりますが、今後、関税局・税関からどのような後方支援を期待されますか。

山九・東 通関士というものを若い人にまず知ってもらわなければ、通関士になる人は当然出てこない訳ですが、神戸と大阪の通関士部会レベルでやっている話として、大学に「通関士ってこんな仕事ですよ」という紹介をしています。私自身は実際行ってはいないですが、講演をした通関士の方によれば、学生は非常に興味を持って話を聞いてくれたという声も聞こえています。当然、関税局が色んな媒体を使って、認定アドバイザーを広げて頂くことも大切だと思いますが、そういう草の根的な活動が非常に重要だと感じております。

マースク・田中 通関士は士業としては独立開業ができないものと理解していますが、EPA関税認定アドバイザー制度も一つの足がかりですが、士業として独立できるような体制ができれば、今から通関士になろうという人も出てきたり、認知度も上がっていったりすると思っています。

阪急阪神・新井 EPA関税認定アドバイザーに認定されるためには通関士であることが大前提になっていますので、通関士という資格に興味を持ってもらうことが重要だと思います。そのために通関士がいかにやりがいのある仕事であるかをアピールしていくことにより、通関士の志望者が増えていい方向に向かっていくと感じております。

司会・伊佐 ありがとうございます。財務省としても、認定アドバイザー制度の後方支援をしっかりとやっていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。次に、各社様からEPA関税認定アドバイザー関連の業務紹介をお願いします。

認定アドバイザーに関連する業務の紹介

山九・東 弊社の取組み内容を、資料3に基づいて説明させていただきます。下の方の二重線での括弧中の内容が基本的な業務と業務項目となります。

1つ目が貨物にかかわる原産地証明書取得の為のHSコード採番業務、対比表作成業務支援です。

2つ目が日本発着経済連携協定(FTA/EPA)にかかる通関診断です。これは何かと申しますと、まだEPAを使っていないお客様は、現地で輸入された際、EPA活用による減税効果がどの位あるのかが、よく分かりません。現地で輸入される際のHSの情報も貰えたら、それに基づいて減税効果のシミュレーションが出来ますが、なかなかそういった情報を貰えない中、日本輸出時のHSコードに基づいて、現地でのEPA活用による関税の減税効果がどの位になるかというのを算出しています。

3つ目が、日本発着経済連携協定(FTA/EPA)業務のアウトソーシングで、全てひっくるめて弊社に任せて下さいというようなことを取り組もうとしています。ここの記載に関しては、輸出のことを大雑把に書いていますが、当然輸入についても、FTA/EPAのお問い合わせは多々ありますので、それも含めて色々に対応させて頂いている状況です。

阪急阪神・松本 資料4は当社のシンクタンクチームで作成したEPA関税認定アドバイザーについてのチラシで、実際に営業やCSなどの他部署とも通じて、お客様への説明用や宣伝用で使用しております。チラシのメインには輸出者・輸入者様のEPA活用のメリットの例を押し出して、きっかけ作りをしていただくという内容になっておりますが、サポートをさせて頂いている具体的な内容につきましては、お客様の理解度に応じてお取扱商品と対象

EPAの適用、お困りごとはありませんか？

- ◆ 原産地証明書発給を要求されているが、対応方法が分からない。
- ◆ 原産地証明書発給を要求されているが、対応要員がいない。
- ◆ 原産地証明書発給の為の原産地判定方法が分からない。
- ◆ 原産地証明書発給の為のHSコード採番が出来ない。



経済連携協定(EPA)をうまく活用すれば、

関税コストの大幅な削減が実現します

弊社では、お客様のニーズにお応えして、以下のようなサービスをご提供しております。

- ① 輸出貨物に係る原産地証明書取得の為のHSコード採番業務
(対比表作成業務支援)
- ② 日本発着経済連携協定(FTA・EPA)に係る通関診断
(EPA税率適用時の減税効果シミュレーション・EPA税率適用方法のレクチャー)
- ③ 日本発着経済連携協定(FTA・EPA)業務のアウトソーシング

些細なご質問でも結構ですので、弊社営業・CS担当者まで、お気軽にお問い合わせください。



首都圏業務通関センター 03-6404-8601
関西業務通関センター 078-333-3919

国に合わせたEPAの勉強会を開催させていただいたり、お取扱商品のEPAの設定情報の確認を行っております。また、EPAが適用できるか、原産品であるかの確認のサポート業務、例えば、原産品確認のために製品の材料や部材に対してHSコードの採番をしてほしいなどの困りごとについてサポートをさせて頂いております。

マスク・耿 弊社サービス内容の一部を抜粋して、**資料5**に基づいてご説明いたします。

まず、FTA/EPAなどの自由貿易協定の活用により、関税をどの程度削減できるかの診断を行うとともに、導入に向けた事前準備の支援を提供しております。

次に、原産品に該当するかどうかの判定や、原産品申告書・原産地証明書など、根拠となる関連書類の特定と作成の代行も行っております。

また、日本本社または海外子会社や海外サプライヤー向けに、実地に即したトレーニングを提供しております。加えて、海外担当者や海外サプライヤーとの間でスムーズにやり取りができるよう、コミュニケーション面での支援も行っております。

さらに、HSコードの違いによる問題の解消や、関連法令・規則の根拠を確認する支援も提供しております。

加えて、海外税関や商工会議所などの公的機関における証明書発行等の個別のサポートも行っております。

最後に、弊社独自のテクノロジーを活用し、HS附番の自動化や原産地のミスを自動的にチェックするなど、業務の効率化・最適化を実現するサービスも提供しております。

司会・伊佐 EPA利用に関する相談があった際に、輸出面と輸入面ではどちらが多いでしょうか。

山九・東 弊社の場合は輸入になります。

阪急阪神・松本 輸入については既に自社でEPA利用を進めていらっしゃるお客様も多くいらっしゃると感じており、最近では輸出のお問い合わせが増えて来ているように思います。実際にご相談いただく内容では、海外に向けて原産地証明書を取得するために製品の原産性を確認したいというところで、製品に対する直接材料についてのHSコードの採番に困っていらっしゃるといったご相談が多い印象を受けております。

マスク・耿 弊社では、輸入対輸出はだいたい6対4または7対3ぐらいで輸入の方が多いです。

マスク・生土 少し補足しますと、輸入の方で今まではお客様がEPAが使えるかどうかの判定業務を行っていたのですが、この部分をアウトソーシングできないかとか、ご自身が思っている理由付けと、実際その法令に従っているかどうかというチェックも依頼されることから、輸入の比率の方が高いということになっております。

認定アドバイザー業務上での苦勞

司会・伊佐 輸出入の割合について各社様で異なるという点は意外でした。その他、アドバイザー業務にあたって、大変な点、苦勞している点についても教えてください。

山九・東 一番大変だなと感じているのは、先ほど弊社の事業形態をお伝えさせて頂いた際にも申し上げたのですが、やはり現地での減税効果を調べて欲しいと言われた時に、手探りで、要は輸出時のHSコードを用いて、現地の減税効果を判定するのですが、日本の輸出時のHSと現地の輸入時のHSが全然違うのでそこをどうしていくかというところが、非常に大変な部分です。



EPA活用で輸入も輸出もお得に

阪急阪神エクスプレスのEPA支援体制強化 EPA関税認定アドバイザー がサポートします

EPA関税認定アドバイザーとは ▶ 日本通関業連合会から認定（財務省後援）された通関士
EPA税率の適用可否や原産地などお手伝いします

輸入者のメリット例

- 💰 関税負担の減少
- 📈 販売価格力の増加

輸出者のメリット例

- 🏭 受注生産の増加
- 🚢 輸出価格の優位

💡 EPA活用で様々なメリットが期待できます
戦略的に、コスト削減、取引拡大へ



まずはお気軽にご相談ください
勉強会の開催も可能です

【問合せ先】

株式会社阪急阪神エクスプレス
通関シンクタンク
TUKAN-THINKTANK@jp.hh-express.com



<https://www.hh-express.com/jp/solution/entry/>

A.P. Moller - Maersk

Global Trade & Customs Consulting

マースク関税・貿易コンサルティングサービス

Why GTCC



WCO、税関、BIG4コンサルティングファーム、事業会社、貿易システム会社出身の約100名の専門家が日本を含むグローバルに在籍しており、制度解釈と実務に即した高度なコンサルティングが提供可能



世界の貨物の20%の輸送データと輸出入通関データを自社で所有しているため、迅速で正確な包括的分析と最善の解決策を提供



日本を含むグローバルで現場を深く理解した2,500名の通関士を擁する通関実務部門と連携し、調査・分析と戦略策定にとどまらず、現場の実行支援までをサポート



輸出入業務のベストプラクティスを反映し、国際貿易における法令遵守と品目分類を自動化・効率化する独自アプリケーションを活用

GTCCのサービス

- FTA/EPAなどの自由貿易協定を活用した関税削減の試算と導入支援
- 原産品判定、原産地証明書の申請代行、ならびに原産品申告書、根拠書類の作成代行
- 国内外のサプライヤー向け証明書作成の現地トレーニング
- 購買担当・海外サプライヤー間の円滑なコミュニケーション支援
- HSコードの齟齬解消と法令根拠の精査支援
- 海外税関・商工会議所での証明書発行手続き・質疑応答支援
- AIを活用した独自の効率的貿易管理（HSコードや原産地）ソリューション
- 政府（税関）向けの制度設計・運用改善コンサルティングサービス

弊社では、上記サービスに加え、品目分類・関税評価・原産地管理・日本国内外の他法令や輸出入手続きなど関税・貿易コンプライアンスに係る包括的なサービスをご提供しております。
<https://www.maersk.com/ja-jp/supply-chain-logistics/customs-services/services/global-trade-and-customs-consulting>

より詳しくお知りになりたい場合には、下記連絡先までご遠慮なくお問い合わせください。
epa-gtcc@maersk.com





また、対比表作成の支援をするにあたり、部品の商品情報を頂くのも非常に苦労している点です。

マスク・生土 短納期でお客様がリクエストされるっていうところがあります。短納期の中で先ほどおっしゃられたようにパーツのリストを全部くださいと言っても、やはりお客様からなかなかいただけないことがあります。

また、やはり通関士ごと、アドバイザーごとに得意分野にバラつきがあるところだと思います。

阪急阪神・新井 最近あった事例はHSコードの採番依頼で、品目数がかなり多くかつ納期まであまり日数がない案件でした。人員配置を変えて総動員で取り組むなど、案件によって関わる人数を変更する部分が大変でした。

また、価格設定については一律に決まっているものがなく、案件毎に決めざるを得ない点に苦労しています。HS採番については今まで通関業務の中で無償で行われてきた土壤があるの

で、なぜ今回から急に有償になるのかなど苦情にも繋がりがねませんし、それでお客様を失っては元も子もありません。新規のお客様であれば有償で対応しやすいですが、既存のお客様であればあるほど、有償での対応に切り替えるのに際して難しい面があると感じております。

司会・伊佐 料金設定は非常に難しい話ですし、各社様毎に考えも異なるかと思います。この料金設定の難しさというのは、皆様感じられていますでしょうか。

山丸・東 その通りです。非常に悩んでおります。

マスク・生土 弊社は社内でも料金設定が実は違います。私たちは通関業務を行っているので、ほぼ無償でやる場所という印象が強いチームです。しかし、GTCCのコンサルティングチームにはまた別で料金設定があり、そこでおお客様にご納得いただいて初めてサービスを提供するっていうところがありますので、先ほど



もりを出す時には、実際に現地での輸入のHSコードによりますという形で、リスクを軽減して頂くように提案しております。

マースク・耿 考え方としてはほぼ同じですが、提案見積書、契約書、成果物の後ろに免責事項(Disclaimer)として伝えさせていただいております。そして、クライアントのご了承の上、サービスを提供しております。

おっしゃったように、既存のお客様に対してこのサービスを提供するというのは、少しハードルが高くなっています。

司会・伊佐 また、アドバイザー業務を行うにあたって、特に輸出の相談に関しては、最終的には相手国税間の見解次第という難しさもあるかと思います。最後まで責任を持ってアドバイスできるかというところで、そうしたリスクに対してはどのように対応されていますか。

山九・中村 現地でもし使えなかった時のリスクの回避としては、契約書を結ぶ、もしくはスポットであれば見積書の中にきちんとそのことを謳っておくということがあります。あくまでアドバイスであって、現地のHSコード等は輸入地のHSコードに基づくものなので、そこまでは責任を負わないということを明確に示しておくことで、そのリスク回避ができると思っています。

山九・中村 実際に輸出のお客様の方から相談を受ける時に、それが長年の取引であれば、輸入地側のHSコードは分かりますが、商談段階でお客様から相談を受けることもあります。日本からの輸出のHSコードがこれだったらこうなる、ただし、その輸出者様も現地の方に見積

阪急阪神・松本 弊社も山九様とマースク様と同じで、見積書や契約書等で免責事項を記載することでリスクに対応しております。また契約を結ぶ前のご相談の際に、現地輸入時のHSコードは、日本と見解が異なる事があり、EPAを検討する上での製品のHSコードは、輸入国税関の見解が優先される為、現地へご確認いただいてから調査を行う流れが確実であることとリスクをお伝えさせていただいた上で、お客様の状況に応じて対応を相談しご依頼をいただいております。

評価されている事例

司会・伊佐 最後に、各社の業務の中で、強み、あるいはお客様からもよく相談があつて評価をされている内容や業務事項がありましたらご紹介いただけますでしょうか。

山九・東 適正にEPAを適用するにあたって、お客様の方に商品の質問を詳細にさせて頂いています。それで、お客様の方にかなりご負担をおかけするようなことになってはいますが、そこまでやって頂いているから、やはり商工会議所の方にも自信を持って説明できるので、どうも有難う御座いますという評価を頂いています。やはりその辺の品質ですね。そこは、弊社は自

信を持っております。

阪急阪神・松本 弊社だけではないですが、弊社には各国に現地法人がございますので、現地法人へも情報を確認できるネットワークがあることにより、現地での情報についてもお客様へ自信を持って回答・サービスを提供できるという点については、強みの一つだと思っております。日本側で調査した現地の情報について疑問がある場合やお客様が現地からのEPA適用に関する連絡で困られていることを弊社側でも現地法人の担当者に協力を仰ぎ確認を行う場合もございます。グローバルなネットワークでサポートさせて頂けることはお客様にとっても心強いのではと感じております。

マースク・耿 マースクでは、通関業務とコンサルティング業務は分かれておまして、それぞれ異なる役割分担のもとでサービスを提供しております。コンサルティング部門については、グローバルネットワークを有しており、今は紛争地域以外はほぼ全世界をカバーしております。全世界で100以上のコンサルタントと、約2,500名の通関士が在籍しており、これは大きな強みの一つだと思っております。もう一つは、コンサルタントの中には、各国税関とWCOを含む政府・国際機関出身の人が多く、最近では発展途上国の税関や政府に対して制度づくりの段階から関与するサービスも行っております。

マースク・生土 少しグローバルのところ集中してしまいましたが、自己紹介の時に弊社の田中の方からもありましたように、とあるグローバルなお客様のところ勉強させていただいたり、長くお付き合いのあるお客様からEPAの適用についてのご相談を受けたりしたところから、これまでは通関のみのサービス提供だったところから、徐々に信頼を得て、コンサルのようなサービスも知っていただき、通関業務をきっかけに、そこからコンサルサービスまで広がっ

ていくというところが当社の強みになってきております。

司会・伊佐 ありがとうございます。皆様、答えにくい質問もあったかもしれませんが、ご回答いただきありがとうございます。それでは平田経済連携室長より、財務省・税関の認定アドバイザーへの後方支援についてお話をお願いします。

関税局・税関による認定アドバイザーへの後方支援

経連室・平田 本日は各アドバイザーの方から、お話を大変興味深く拝聴いたしました。財務省関税局・税関としましても、引き続きアドバイザーの方の支援を優先的に行ってまいりたいと考えております。

アドバイザー業務を行う中で相手国でのEPAの適用という話もありましたが、お客様からのご相談の中には協定解釈が絡んできたり、EPAの相手国でトラブルが発生し相手国との調整が必要になってくるというような事案、場面も出てくることもあると思います。そういった場合には、ご遠慮なく財務省関税局・税関にご相談、お問い合わせいただければと考えております。

またEPAの直近の動きや原産地規則、関税分類の専門知識などについても、アドバイザーの方には、関税局・税関からも引き続きプッシュ方式で能動的に情報をお伝えさせていただくようにして、常にアドバイザーの方が最新のEPAの動き、知識を持っていただけるような形にしたいと考えております。

財務省としてもアドバイザーの方の活動を全面的に支援しておりますので、輸出入事業者の方にはEPAの利活用にあたり、ぜひアドバイザーの方にご相談いただければと考えております。本日はありがとうございます。

EPA関税認定アドバイザー制度の今後の展望

司会・伊佐 最後に、EPA関税認定アドバイザー制度の今後の展望について今野専務理事からお願いします。

通関業連合会・今野 本日は皆様、ありがとうございました。実態を詳しく伺うことができて非常に参考になりました。認定制度は、昨年6月にスタートして、まだ1年も経っておりません。しかも十分な準備期間を経て立ち上げたわけでもありません。皆様のご意見を伺いながら、より良い制度、皆さんに喜ばれる制度となるよう育てていかなければいけないと思っています。認定アドバイザーは認定が目的ではなく、あくまでも手段であると考えています。冒頭でも申し上げましたが、通関業・通関士が今後とも持続可能な業界・資格として、今後とも永続的に続くための手段として、この制度を利用させていただきたいというのが連合会としての立場であります。課題として、2つあると考えています。

1つは、先ほど来、皆様から認定アドバイザーに対する認知度について、必ずしも高くないというか、低いという指摘がありました。連合会としてもその点は重々承知しております。広報をより強化し、認定アドバイザーの認知度を高めていかなければいけないと思っています。関税局・税関のご当局には、引き続き、ご支援、ご協力、ご指導をよろしくお願いするとともに、JETRO、日本商工会議所といったところとも連携しつつ、認知度を高める努力を行っていきたいと思っていますので、皆さんもご協力をお願いします。

2つ目は、この認定アドバイザー制度に対する業界や通関士の方々の理解、なぜ連合会がこんなことをやっているのかということがまだ十分に理解されていないと思っています。この

点については、連合会から会長をはじめスタッフが、各地を回りながら、意見交換や説明会をやっていきたいと思いますので、各地区にお邪魔した際にはご協力、ご支援をお願いしたいと思っています。

また、認定アドバイザー制度には、現状「EPA関税」という冠が付いています。現時点では致し方ないと思っておりますが、将来的には関税全般に関するアドバイザーになればいいなと思います。そうなることにより、EPAに限らず、関税全般に関するアドバイザーとして、通関士の皆様がより広範囲に活躍できるような業界になればいいなと考えております。本日、座談会に出席された認定アドバイザーの方々の活躍が重要と考えておりますので、よろしく申し上げます。

司会・伊佐 ありがとうございます。以上をもちまして、EPA関税認定アドバイザーの座談会を終わります。

(以上)